

お客様手続きチェックシート 転居

越前市内で引越された方へ

このチェックシートを忘れずにお持ちください。

転居届

新しいところに住み始めた翌日から数えて
14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は**新住所**がわかるもの(契約書等)
 - ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
 - ・お持ちの方は「**住民基本台帳カード(顔写真付きのみ)**」
 - ・外国籍の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」
- ・住居表示区域に家屋を新築された場合は、事前に建築物新築届(住居表示番号設定)の手続きが必要です

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

〈官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証〉

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
 - ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など
-
- ・健康保険証又は資格確認書
 - ・介護保険証 ・年金手帳又は年金証書

確認に
2点が
必要なもの

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2 代理人の方でも手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

転居

に関連するおもな手続き

様

今立総合支所 マークのあるものは、
総合支所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	問合せ窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード をお持ちの方	カードの住所変更（継続利用） ※署名用電子証明書は住所変更により失効し ます。再度申請の手続きが必要です。	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※パスワードが必要です		③住所・戸籍（1階） 0778-22-3001 今立総合支所	
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	3階のマイナンバーカード手続き専用窓口でお 受け取りください。※新住所のみ記載したカード をご希望の場合は、再申請が必要です。	※詳細は3階マイナンバーカー ド専用窓口でご相談ください			
	署名用電子証明書が必要な方	電子証明書新規発行申請 ※署名用電子証明書は住所変更により失効し ます。再度申請の手続きが必要です。	・マイナンバーカード ※パスワードが必要です			
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります	※印鑑登録証明書が必要な方は、 「たんなんカード」・「印鑑登録証」を ご持参ください。			
	住居表示区域内で新築された方	住居表示番号の決定	・建物位置図（地図）、平面図 土地建物登記地番のわかるも の		③住所・戸籍（1階） 0778-22-3001	
※保険証、資格確認書、受給者証等は、後日郵送します						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	資格確認書の交付（後日郵送）	旧証は返却又は破棄してく ださい		④保険・年金（1階） 0778-22-3002 今立総合支所	
	→ マイナ保険証の利用登録をしている方	手続不要				
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	負担割合が変更になる場合は、資格 確認書の交付（後日郵送）	旧証は返却又は破棄してく ださい			
	→ マイナ保険証の利用登録をしている方	手続不要				
こども	小学生・中学生のお子さんの 校区（通学区域）が変わる方（転校手続）	転校関係書類の交付	・異動届のコピー※窓口サービス 課でお渡しします。 ・区域外の通学を希望される場合は 学校教育課でご相談ください。		学校教育課（5階） 0778-22-3127	★
	児童手当を受給している方 （0歳～18歳の年度末まで）	住所変更届	※受給者が公務員の方は、勤 務先へ申請してください。		⑦子ども・子育て（1 階） 0778-22-3006 今立総合支所	
	児童手当を受給していて、児童と住所が異なる方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	※子が市外在住の場合は子の マイナンバーが確認できるもの			
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～18歳の年度末まで）	子ども医療費受給者証の住所変更	※⑦番窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※⑦番窓口でご相談ください			★ ★
高 齢 障がい	介護保険証をお持ちの方 （65歳以上または要介護認定を受けている方）	新しい介護保険証の交付（後日郵送）	・介護保険証		⑧高齢者・介護保険 （1階）0778-22-3715 今立総合支所	
	障がいの手帳をお持ちの方	手帳内容の変更	・身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーカードなどマイナン バーが確認出来るもの（精神障害 者保健福祉手帳をお持ちの方の み）		⑨障がい福祉（1階） 0778-22-3004 今立総合支所	★
	障害福祉サービスを受けている方	受給者証の変更	・受給者証			★
	重度心身障がい者の医療費受給者証を お持ちの方 ※加入している医療保険が変更になる方も手続きが必要で す。	受給者証の変更	・重度心身障害者医療費受給者 証（交付されている方） ・加入医療保険がわかるもの （加入している医療保険が変更 になる場合）			★
	自立支援医療受給者証を お持ちの方	受給者証の変更	・自立支援医療受給者証 ・認印 ・加入医療保険がわかるもの ・マイナンバーカードなどマイナン バーが確認出来るもの（同一保険 加入者全員分）			★
	障がい者の手当を受けていた方 （重症心身障害者等手当・障害児福祉手当・特別障害 者手当・特別児童扶養手当等）	住所変更届	※⑨番窓口でご相談ください			★
税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始届及び中止届	※お電話またはインターネットで 手続きできます		上下水道お客さまセ ンター （4階）0778-22-7929	
	税金等の納付について相談される方	納税相談			⑩税の窓口（1階） 0778-22-3015	★
その他	市営住宅に同居する方 または市営住宅を退去する方	市営住宅の同居手続き 市営住宅の退去等の手続き	※建築住宅課でご相談ください		建築住宅課（4階） 0778-22-3074	★
	市営墓地・霊園の利用者の方	住所変更手続き	※⑤窓口サービス課でご相談く ださい		⑤窓口サービス課 （1階）0778-22-3001	★
	犬を飼っている方	犬の住所変更手続き	※環境政策課でご相談ください		環境政策課（2階） 0778-22-5342 今立総合支所	
	パートナーシップ宣誓をしている方	住所変更手続き	下記をご確認ください		市民協働課ダイバ シティ推進室（5階） 0778-22-3293	★
	→市のパートナーシップ宣誓書受領証及び受 領証カードをお持ちの方	市民協働課ダイバーシティ推進室にて 手続きが必要です	・本人確認書類 ・住民票の写し		福井県人権センター 0776-29-2111	★
	→県のパートナーシップ宣誓書受領証及び受 領証カードをお持ちの方	福井県人権センターにて手続きが必要 です	※福井県人権センターで ご確認ください			★



越前市役所

〒915-8530

越前市府中一丁目13番7号

☎ 0778-22-3000(代表)

受付時間 あさ **8時30分** ~ 夕方 **5時**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はおやすみです)

今立総合支所 のマークがあるものは…

今立総合支所(あいぱーく今立)でも各種手続きが可能です。
ただし、受付できる手続きは内側の表でご確認ください。

R7.4月版